

令和3年2月18日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和2年(ネ)第623号 損害賠償請求控訴事件 (原審・名古屋地方裁判所

令和元年(ワ)第5202号)

口頭弁論終結日 令和2年12月9日

判 決

名古屋市緑区滝ノ水2丁目1702番地の11

控 訴 人 多 田 雅 史

大阪府吹田市岸部新町6番1号

被 控 訴 人 国立研究開発法人国立循環器病研究センター

同 代 表 者 理 事 長 小 川 久 雄

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 小 原 望

同 古 川 智 祥

同 三 嶋 隆 子

同 植 田 諭

主 文

- 1 本件控訴及び控訴人が当審で拡張した請求をいずれも棄却する。
- 2 当審における訴訟費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨 (当審における請求の拡張・減縮を含む。)

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、2000万円及びこれに対する平成29年3月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要 (以下、略語は、特記しない限り、原判決の例による。)

- 1 本件は、控訴人が、控訴人を原告、被控訴人を被告とする別件第一審訴訟 (名古屋地方裁判所平成25年(ワ)第5249号損害賠償請求事件) において、被控訴人の開設する国立循環器病研究センター (被控訴

人病院)の医師に過失が認められるとして一部認容判決(別件第一審判決)を得たものの、被控訴人が同判決に対して強制執行停止決定の申立て(本件申立て)をし、強制執行停止決定(以下「本件強制執行停止決定」ともいう。)がされたため、損害の回復が遅れ、被控訴人病院において処方されたベンゾジアゼピン系薬物による後遺障害の治療費を工面することができず、適切な治療を受けることができなかったなどと主張して、被控訴人に対し、不法行為に基づいて、損害賠償金3007万5559円(逸失利益、後遺障害慰謝料、医療費等、弁護士費用の合計)及びこれに対する平成29年3月23日(本件強制執行停止決定の日)から支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 原審は、控訴人の請求を棄却した。

控訴人は、これを不服として本件控訴を提起し、被控訴人に対し、2000万円及びこれに対する平成29年3月17日(別件第一審判決の言渡日)から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた(元金については一部控訴、遅延損害金の起算点については請求の拡張、遅延損害金の利率については請求の減縮である。)

3 前提事実

次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁5行目及び6行目の各「当庁」をいずれも「名古屋地方裁判所」に改める。
- (2) 原判決3頁7行目の「という。」の次に「同申立ての書面を以下「本件申立書」という。」を加える。
- (3) 原判決3頁10行目の「決定した」を「決定(本件強制執行停止決

定)をした」に改める。

4 争点及び争点についての当事者の主張

次のとおり補正し、次項に控訴人の補足主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」第2の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁13行目から14行目にかけての「継続しており」から

14行目の「このような状況の中」までを「継続している(甲80)。

控訴人は、平成18年9月に精神障害者手帳(3級)の交付を受け、ガス事業法に定めるガス主任技術者の精神疾患の欠格条項に該当し、平成21年12月に元の職場へ復職したものの、事業所長の役職を解任されて一般職となり(甲19, 90, 91)、本件強制執行停止決定がされた平成29年3月当時、経済的に困窮しており、後医の治療費の支払に難渋していた(甲49)(なお、控訴人は、その後、平成30年3月に満60歳で定年退職して勤続37年間の退職金を受け取り(甲19, 51)、障害年金(障害等級2級)の給付を受けるようになり(甲8, 61, 64, 96, 97)、また、名古屋市から医療証の交付を受けて、障害者医療費助成制度により、控訴人の健康保険医療費の自己負担分の全額の給付を受けるなどしているため(甲92の1・2, 甲93)、現在は、後医等における治療費の工面に難渋していない。)。当時のこのような状況の中」に改める。

(2) 原判決5頁2行目の「大改訂が行われている」の次に「(以下「本件改訂」ともいう。)」を加え、5行目の「このことを」から8行目末尾までを「本件改訂は、改訂前から周知であったベンゾジアゼピン系薬物による副作用について、その発症条件を緩和し、「薬物依存及び離脱症状」の発症条件を「大量連用」から「連用」に、「奇異反応」の発症条件を「パーソナリティ障害のある患者」から「あらゆる投与

患者」に変更し、これらの全ての副作用が通常の医療上の処方において発症する危険性が高いことを明らかにするものであり、これにより、被控訴人が別件第一審訴訟で展開していた主張が採用される余地はなくなり、別件第一審判決には「変更の原因となるべき事情」が寸分もないことが明らかになった。それにもかかわらず、被控訴人は、これを完全に否定し、同添付文書に反対する主張を展開して控訴を提起し（甲36）、別件第一審判決に「変更の原因となるべき事情がない」ことを十分に認識した上で、しかも、控訴人が被控訴人病院の医師の処方したベンゾジアゼピン系薬物の副作用及び後遺障害（医薬原性精神障害及び残遺性後遺障害）につき後医の精神科医による薬物依存の専門的治療を継続していたことを知っていながら（被控訴人は、診断名は争っていたものの、控訴人が提出していた当時の診断書（甲81）により控訴人が治療を継続中であることを知っていた。）、本件申立てをしたから、本件申立ては、控訴人に損害を与える目的でなされた違法なものである。」に改める。

5 控訴人の補足主張

- (1) 強制執行停止決定を得るためには、「原判決の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと」につき疎明が必要であり、このことは強制執行停止決定申立書に記載されなければならない。しかし、被控訴人は、本件申立書において、この点を記載しておらず、疎明がなされていない。
- (2) 強制執行停止決定を得るためには、「執行により著しい損害を生ずるおそれがあること」につき疎明が必要であるところ、被控訴人の本件申立書の記載内容からすると、形式的な疎明をしたにすぎず、強制執行停止の理由となるべき合理的な疎明はされていない。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求（当審における拡張請求を含む。）には理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

1 争点(1)（被控訴人による本件申立てが控訴人に対する不法行為となるか）について

- (1) 民訴法403条1項3号は、仮執行の宣言を付した一審判決に対する控訴の提起に伴う執行停止について、「原判決…の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと」又は「執行により著しい損害を生ずるおそれがあること」につき疎明があったときは、強制執行の一時の停止を命じることができる旨規定している。換言すれば、「執行により著しい損害を生ずるおそれがあること」について疎明がなくても、「原判決…の取消し・変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと」の疎明があれば、控訴提起に伴う強制執行停止決定の申立ては認められる。そして、控訴審で敗訴した場合にその申立てが直ちに不法行為になるとすると、控訴を提起して裁判所の紛争の解決を求めることを實際上拒否することにもなりかねず、相当とはいえない。

よって、控訴提起に伴う強制執行停止の申立てがされたとしても、控訴人（本件の被控訴人）において、控訴審で原判決の取消し若しくは変更の原因がないと認識し、あるいは容易に認識することができ、かつ、控訴人（本件の被控訴人）において執行により著しい損害を生ずるおそれがあることにつき疎明が全くないにもかかわらず、あえて申立てをしたなどの特段の事情がない限り、同申立てに違法性があるとはいえず、控訴人（本件の被控訴人）に不法行為は成立しないと解するのが相当である。

- (2)ア そこで、本件申立てに上記のような特段の事情が認められるかについて検討するに、本件記録を精査しても、そのような特段の事情

があるということとはできない。

イ この点、控訴人は、別件第一審判決直後に本件改訂（厚生労働省から発出された文書に、ベンゾジアゼピン系薬物について、承認容量の範囲内においても連用により薬物依存が生じることがあるなどと記載され、同薬物の添付文書が改訂されたこと）が行われたことにより、被控訴人が別件第一審訴訟で展開していた主張が控訴審で採用される余地が寸分もないことが明らかになったから、被控訴人は、別件第一審判決に「変更の原因となるべき事情がない」ことを十分に認識した上で本件申立てをしたものであり、本件申立ては違法なものであるなどと主張する。そして、証拠（甲6、乙1）及び弁論の全趣旨によれば、本件改訂の事実は認められる。

しかし、別件第一審訴訟で争われたのは、平成16年7月14日から平成17年12月22日までの間（以下「本件期間」という。）の被控訴人病院の医師のベンゾジアゼピン系薬物投与等の医療行為に関する注意義務違反等の有無であるから（甲6、乙1）、これについては上記当時の医療水準を構成する医学的知見に照らして判断されるべきは当然のことであり、本件期間の後に本件改訂（厚生労働省文書発出ないし添付文書の改訂）があったからといって、本件期間当時の医療水準を構成する医学的知見に照らした上記注意義務違反等の有無に係る判断が直ちに左右されるものではなく、別件第一審判決に「変更の原因となるべき事情がない」ということにはならないから、本件改訂の事実が認められ、このことを被控訴人が当然知り得る立場にあったからといって、被控訴人が、本件申立ての際、控訴審で別件第一審判決の取消し若しくは変更の原因がないと認識し、あるいは容易に認識することができたと判断することはできない。

ウ また、控訴人は、被控訴人の資力からして、被控訴人に「執行により著しい損害を生ずるおそれがある」とはいえず、国立研究開発法人である被控訴人は、別件第一審判決で一部認容された賠償金（１１７万７３３０円及びこれに対する遅延損害金）を支払ったとしても経営上何ら問題がなく、賠償金を支払った上で控訴することも可能であった上、控訴人が被控訴人病院の医師の処方したベンゾジアゼピン系薬物の副作用及び後遺障害につき後医の精神科医による薬物依存の専門的治療を継続していたことを知っていながら、本件申立てをしたものであるから、本件申立ては、控訴人に損害を与える目的でなされた違法なものであると主張する。

しかし、被控訴人が、本件申立ての際、控訴審で別件第一審判決の取消し若しくは変更の原因がないと認識し、あるいは容易に認識することができたにもかかわらずあえて本件申立てをしたということができないのは前記イで説示したとおりであるから、被控訴人が上記金員を支払うことが可能であり、被控訴人が控訴人の治療継続を知っていたとしても、被控訴人において、別件第一審判決と異なる判断を求めて控訴し、それに伴って本件申立てにより執行停止を求めることが違法になると解することは困難である。

- (3) 控訴人は、本件申立書に「原判決の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと」の記載がなく疎明もない旨主張する。

本件申立書（甲２７）には、「申立の趣旨」として、別件第一審訴訟の仮執行宣言付判決に基づく強制執行は、控訴審の判決があるまでこれを停止する旨の、「申立の理由」として、「上記判決には仮執行の宣言が付されているので、被申立人はいつでも同判決にもとづき申立人に対し、強制執行をすることができる状況にある。この強制執行によ

り、申立人においては著しい損害を生じるおそれがあることは明らかである。申立人は上記判決に対し不服につき、本日控訴を提起した。よって、申立の趣旨記載のと通りの裁判を求める。」との、疎明資料として、甲第1号証 判決正本（写し）、甲第2号証 控訴状（写し）との各記載がされている。

確かに、本件申立書における「申立の理由」としては、「原判決の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと」が明示されているとはいえない。しかし、本件申立書には、被控訴人が別件第一審判決に不服があることが記載され、疎明資料として判決正本が提出されているのであるから、本件申立てにおいて、「原判決の取消し若しくは変更の原因となるべき事情がないとはいえないこと」が本件申立ての理由とされ、その疎明があると認めることができる。控訴人の上記主張は、本件申立てが違法であることの理由となるものではない。

(4) 控訴人は、上記のほかにも、本件申立てが不法行為になる根拠として種々の主張をするが、いずれも上記認定判断を左右するものではなく、採用できない。

(5) 以上、本件申立てが違法であるということはできず、不法行為は成立しない。

2 したがって、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の請求には理由がない。

第4 結論

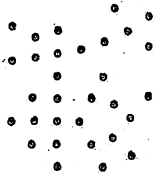
よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって本件控訴は理由がなく、控訴人が当審において拡張した請求も理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判長裁判官 古 久 保 正 人

裁判官 水 谷 美 穂 子

裁判官 西 村 修



これは正本である。

令和3年2月18日

名古屋高等裁判所民事第4部

裁判所書記官 釜谷 佐知子

